商法（運送・海商関係）等改正法案
（商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案）
の概要

弁護士法人 阿部・阪田法律事務所

弁護士 池山 明義

［元 法制審議会商法（運送・海商関係）部会 委員］

2018年3月

本Presentationの構成

第１　改正法案決定に至る経緯
第２　改正法案の概要
　１　現行法の体系と改正の対象
　２　改正後商法の全体構成
　３　運送法に関する主要改正点
　４　海商法に関する主要改正点
　５　その他の主要改正点
第３　まとめ

第１　改正法案決定に至る経緯
１　法制審議会部会設置以前

関係業界の要望ではなく法務省主導による現代化のための立法

- 現状－特別法は適宜制定・改正されているが，商法典の本則は1899年以降実質改正なくカタカナのまま
- 2011年－2012年　商事法（運送関係）勉強会
- 2012年－2013年　運送取引の実態についての調査研究
- 2012年8月－2013年11月　運送法制研究会
- 2014年2月　法務大臣から法制審議会宛諮問第99号（番号は引用者）

「①商法制定以来の社会・経済情勢の変化への対応，②荷主，運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整，③海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から，商法等のうち運送・海商関係を中心とした規定の見直しを行う必要があると思われるので，その要綱を示されたい。」

※ Hague-Visby Rulesに基づく国際海上物品運送法（COGSA）の改正等は原則として意図されずRotterdam Rulesの加入等の検討も対象外

※ 1989年海難救助条約の内容は一部取り込まれているが批准検討は対象外

第１　改正法案決定に至る経緯
２　法制審議会部会設置以後

- 2014年2月　法制審議会商法（運送・海商関係）部会　設置
- 2014年4月－2015年3月　第1回～第11回会議
- 2015年3月－5月　中間試案決定・公表，パブリックコメント手続
- 2015年6月－2016年1月　第12回～第18回会議

  ※　上記のほか旅客運送関係は旅客運送分科会も開催
- 2016年1月　法制審部会にて要綱案決定・公表
- 2016年2月　法制審総会にて要綱決定・法務大臣宛答申・公表
- 2016年10月　第192回国会に閣法第16号「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」として国会提出（その後一旦廃案となり再提出）
  2018年3月1日現在　審議中

  ※　成立時期は不透明であるが現状特に政治問題化する気配なし

第２　改正法案の概要
１　現行法の体系と改正の対象

- 運送法

この部分が基本的な改正の対象（但しCOGSAは一部のみ）

	国内運送	国際運送
陸上	商法第2編　商行為 第7章　運送取扱営業 第8章　運送営業 （559条～592条）	N/A
海上	商法第3編　海商 第3章　運送 （737条～787条）	国際海上物品運送法（COGSA） ※ Hague Visby Rulesを執行する国内法 ※ Hague Visby Rulesの対象外の事項につき商法第2編を準用又は第3編を適用
航空	規定を欠く	Warsaw条約，Hague議定書，Montreal第4追加議定書，Montreal条約 ※ 現在は殆どMontreal条約 ※ 全て直接適用

※　別途一般法たる民法、保険法等の適用も受ける

第２　改正法案の概要
１　現行法の体系と改正の対象

- 海商法（海上運送以外）

商法	関係する特別法
第3編　海商 第1章　船舶及ビ船舶所有者 第2章　船長 第4章　海損 第5章　海難救助 第6章　保険 第7章　船舶債権者 （684条～736条，788条～851条）	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 ※ LLMCを執行する国内法 ※ 1996年議定書に基づく2015年改正法 船舶油濁損害賠償保障法 ※ CLC及びFCを執行する国内法 ※ 一般船舶の油濁損害等に関する加重責任，強制保険等についても規定 船舶法35条 ※　商行為を目的としない航海船に準用

※　別途一般法たる民法，保険法等の適用も受ける

第２　改正法案の概要
２　改正後商法の全体構成

第２編 商行為
　第７章 運送取扱営業
　第８章 運送営業
　　第１節 総則，第２節 物品運送，第３節 旅客運送　⇒総則的規律
第３編 海商
　第１章 船舶
　　第１節 総則，第２節 船舶の所有
　　第３節 船舶賃貸借，第４節 定期傭船
　第２章　船長
　第３章 海上物品運送に関する特則　⇒海上／物品運送のみの特則
　　第１節 個品運送，第２節 航海傭船，第３節 船荷証券等，第４節 海上運送状
　第４章 船舶の衝突，第５章 海難救助，第６章 共同海損，第７章 海上保険
　第８章 船舶先取特権及び船舶抵当権
国際海上物品運送法　従前同様別途存置しつつ一部改正

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（１）総則

- 運送責任を負うのは　陸上，海上，航空とも「運送人」

第569条第1号　運送人　陸上運送，海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう。

- 航海傭船も「運送人」と「傭船者」の契約

航海傭船は　第３編海商　第３章海上物品運送に関する特則　第２節航海傭船として規定＝運送契約の一種

- 定期傭船は「船舶所有者」と「定期傭船者」の契約

定期傭船は　第３編海商　第１章船舶　第４節定期傭船として規定

＝船舶の利用に関する契約の一種との位置づけ（但し当該船舶で物品が運送される場合には運送契約に関する条文が一部準用）

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（１）総則

- 陸上運送，海上運送，航空運送の定義あり（569条2～4号）
  - 平水区域の運送が陸上運送扱いから海上運送へと変更
  - はしけ運送その他港湾運送は海上運送になる

現行法

第569条　運送人トハ陸上又ハ湖川，港湾ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

商法施行法　第122条　湖川，港湾及ヒ沿岸小航海ノ範囲ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

明治32年逓信省令第20号　第1項　湖川，港湾ノ範囲ハ平水航路ノ区域ニ依ル

＝　港湾運送は陸上運送と同一規定に服することになっている

第569条第3号　海上運送　第684条に規定する船舶（第747条に規定する非航海船を含む。）による物品又は旅客の運送をいう。

航海船　　商行為をする目的で航海の用に供する船舶（例外略）（684条）

非航海船　商行為をする目的で専ら湖川，港湾その他の海以外の水域において航行の用に供する船舶（例外略）（747条）

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（２）危険物に関する通知義務

- 危険物を包括的に定義（572条）

  引火性，爆発性その他の危険性を有するもの

- 荷送人の情報通知義務を明記（572条）

- 通知義務違反の損害賠償請求権の要件
  - 通知義務の「違反が荷送人の責めに帰することができない事由によるものであるときは」損害賠義務を負わない（改正民法415条１項ただし書）
  - 国際海上物品運送への適用の有無は国際海上物品運送法の解釈論として別異の解釈（無過失責任）が成り立ちうるかという問題（COGSA６条２項）

  Cf. Hague Visby Rulesの解釈としては国際的に過失責任・無過失責任両方の考え方あり

  Cf. Rotterdam Rulesでは無過失責任と明記

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（３）高価品に関する特則の適用除外

- 高価品免責の適用除外がされる場合を明記（577条2項・現578条）
  - 契約締結時に運送人が知っていたとき
  - 運送人の故意または重過失によって運送品の滅失等が生じたとき
- 国際海上物品運送についても維持

従前商法旧578条等の準用を規定していたCOGSA20条が削除されているが，これは同法が商法の特則という位置づけが明確化されたためであると解される（契約上の規律の不法行為責任への準用を定めたCOGSA16条１項では言及あり）

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（４）荷受人の権利

- 船荷証券が発行されない運送において，運送契約の当事者ではない荷受人が，運送契約上の当事者たる荷送人にかわって運送契約上の権利を取得する場合を拡充（581条・現583条）
  - 運送品が到達地に到着し，又は運送品の全部が滅失したとき
  - 海上運送状が発行される運送で，貨物が運送途上で全損となった場合も，荷受人（運送契約上貨物の受取人として指定された者）が運送契約上の権利を行使できることになる
  - 船荷証券が発行されているときは，その正当な所持人が運送契約上の権利を行使できることに変わりがない

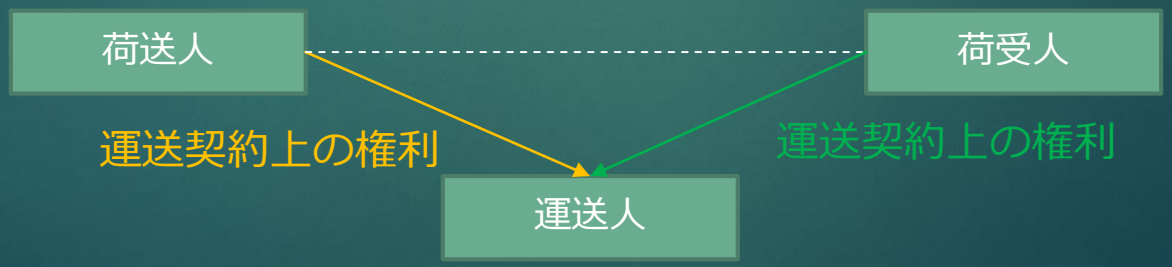

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（５）不法行為責任との関係

- 運送人の荷送人及び荷受人に対する①契約責任と②不法行為責任との関係を整理 契約責任の規律を不法行為責任にも適用（587条/COGSA16条１項２項）
  - 例外　荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任

  ※　国際運送の対象が国際貿易であり，荷送人＝輸出者，荷受人＝輸入者と想定されることを考えると，国際運送では例外は想定しにくい
- 運送人の被用者の不法行為責任も同様（588条/COGSA16条3項）
  - 例外　被用者に故意又は重過失がある場合の責任

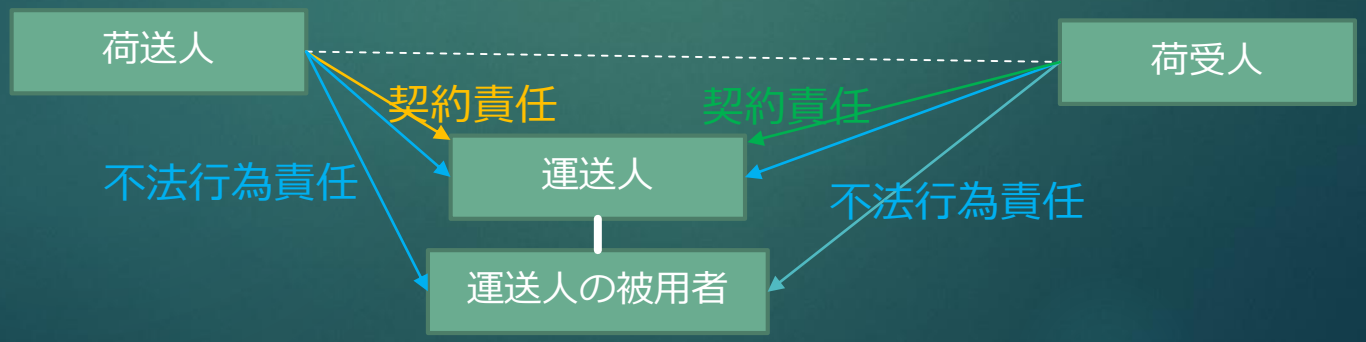

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（５）不法行為責任との関係

- 運送人の被用者以外の下請人等の不法行為責任は対象外
- 契約上の免責事由一般が不法行為に適用されるわけではない
  - Himalaya Clauseは不要にはならない
- 荷送人・荷受人以外に対する不法行為責任は対象外
  - 荷送人がNVOCCである場合等の実荷主に対する不法行為責任
  - Circular Indemnity Clauseは不要にはならない

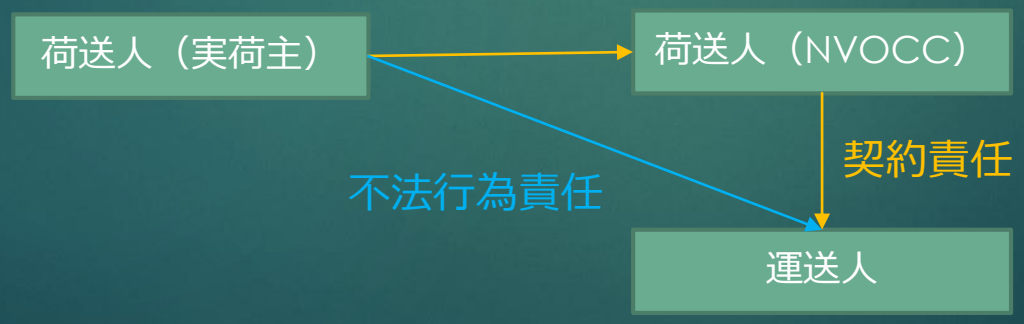

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（６）複合運送

- 複合運送契約（578条）
  - 陸上運送，海上運送又は航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合

第578条　陸上運送，海上運送又は航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等（略）についての運送人の損害賠償の責任は，それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従う。

２　前項の規定は，陸上運送であってその区間ごとに異なる二以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。

第２　改正法案の概要
３　運送法に関する主要改正点
（６）複合運送

- 運送品の滅失等の原因の発生区間が判明している場合

  各運送において滅失等が生じた場合に適用される法令・条約による

  - 陸上＝総則（第２編第８章第１節）、物品運送（同第２節）

    （欧州部分で生じたとしてもCMR等が適用さえるのではない）

  - 国内海上＝第３編第３章　国際海上＝COGSA
  - 国内航空＝総則（同上）　国際航空＝Montreal条約等
- 運送品の滅失等の原因の発生区間が不明の場合
  - 総則（第２編第８章第１節）の適用あり

    損害賠償責任に関し，運送品の滅失等の原因の発生区間が不明な場合に当然に海上運送区間で発生と推定＝COGSA適用となるわけではない
- 下請人の責任原則と当然に同じになるわけではない
- 運送約款上の手当ては今後も可能（∵任意規定）且つ必要

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（１）海上運送人の責任

- 国内運送の堪航能力担保義務につき航海傭船・個品運送とも
  - 過失責任化
  - 堪航能力担保義務の内容を，運航能力，堪貨能力を含め明確化

第739条（国際海上物品運送法5条，15条1項と同趣旨）

1　運送人は，発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失，損傷又は延着について，損害賠償の責任を負う。ただし，運送人が，その当時当該事項について注意を怠らなかったことを証明したときは，この限りでない。

一　船舶を航海に堪える状態に置くこと。
二　船員の乗り組み，船舶の艤装及び需品の補給を適切に行うこと。
三　船倉，冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入，運送及び保存に適する状態に置くこと。

2　前項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し，又は軽減する特約は，無効とする。

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（１）海上運送人の責任

- 国内運送における免責特約の禁止について
  - 航海傭船

    原則　下記①②③全てにつき免責特約可
    例外　船荷証券所持人との関係における③の免責特約はなお不可
  - 個品運送　下記①②につき免責特約可　③についての免責特約は不可

現行法　第739条　（現行法での免責特約禁止規定・番号及び改行は引用者）

船舶所有者ハ特約ヲ為シタルトキト雖モ

① 自己ノ過失，⇒廃止
② 船員其他ノ使用人ノ悪意若クハ重大ナル過失　又ハ　⇒廃止
③ 船舶カ航海ニ堪ヘサル　⇒739条2項（個品運送につき強行性維持），
756条2項（BL所持人との間で強行性維持）

ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（１）海上運送人の責任

外航船と内航船における責任原則等に関する齟齬はなお残っている

【個品運送の場合】

- 国際運送（国際海上物品運送法）
  - 運送品に関する注意義務（3条1項）強行規定（15条1項）
    - 航海過失免責，火災免責（3条2条）
    - 免責事由の立証による立証責任の緩和規定（4条）
  - 堪航能力に関する注意義務（5条）強行規定（15条1項）
  - 責任制限及びその阻却事由（13条，13条の2）
- 国内運送（改正後の商法）
  - 運送品に関する注意義務（575条）任意規定
  - 堪航能力に関する注意義務（739条）強行規定
  - 責任制限　なし　但し前記強行規定部分以外特約で導入可能

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（１）海上運送人の責任

外航船と内航船における責任原則等に関する齟齬はなお残っている

【航海傭船の場合】

- 国際運送（国際海上物品運送法）　（15条1項，16条）
  - 運送品に関する注意義務（3条1項）任意規定＋対BL所持人は強行規定
    - 航海過失免責，火災免責（3条2条）
    - 免責事由の立証による立証責任の緩和規定（4条）
  - 堪航能力に関する注意義務（5条）任意規定＋対BL所持人は強行規定
  - 責任制限及びその阻却事由（13条，13条の2）
- 国内運送（改正後の商法）
  - 運送品に関する注意義務（575条）任意規定
  - 堪航能力に関する注意義務（739条，756条2項）任意規定＋対BL所持人は強行規定
  - 責任制限　なし　但し前記強行規定部分以外特約で導入可能

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（２）荷送人・傭船者の任意解除権等

- 荷送人・傭船者がこれを行使するときは基本的に運送人の全損害を賠償する義務があることが明確化
- 発航前の任意解除権の要件（743条、753条、755条）
  - 運送賃の全額及び滞船料 OR 運送人に生ずる損害（＋船積開始後は船積・陸揚費用）の支払／他の荷送人及び傭船者の同意
  - 現行法　運送賃の半額（往復航海等の場合の帰航発航前は2／3）
- 発航後の任意解除権の要件（745条、754条、755条）
  - 運送賃等の全額及び滞船料＋船積・陸揚に係る損害）の支払又は担保提供／他の荷送人及び傭船者の同意
  - 現行法　改正法と同じ
- 船積期間内の運送品の不積（753条3項、755条）
  - 運送人はその傭船者が契約の解除をしたものとみなすことができる。
  - 現行法　当然解除

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（３）複合運送証券・海上運送状

- 複合運送証券（769条）
  - 陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときに荷送人の請求により発行
  - 船荷証券の規律を基本的に準用
- 海上運送状（770条）
  - 荷送人又は傭船者の請求により（船荷証券に代わり）発行
  - 転輾流通を想定しないので
    - BL・複合運送証券のような文言証券性（760条、769条2項）は認められていない＝記載が事実と異なることを立証可
    - 電子海上運送状（電磁的方法による提供）も可能（770条3項）
  - 運送人の責任制限におけるコンテナ条項（COGSA9条3項）は海上運送状における記載についても適用

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（４）定期傭船

- 船舶の利用に関する契約の一つとして認知（704条）
  - 当事者の一方（船舶所有者）が艤装した船舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し，相手方（定期傭船者）がこれに対してその傭船料を支払うことを約する契約
- 基本的権利義務　上記定義からくる権利義務のほか
  - 定期傭船者は，船長に対し，航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる。ただし，発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については，この限りでない。（705条）（⇔安全港担保義務の明文化は見送り）
  - 船舶の燃料，水先料，入港料その他船舶の利用に関する通常の費用は定期傭船者の負担（706条）
  - 物品運送時の準用　危険物に関する通知義務，違法船積品等の処分権，堪航能力担保義務等（707条）
- 船舶の衝突等における不法行為責任の所在に関する規定なし

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（５）船舶の衝突（６）海難救助

- 船舶の衝突　不法行為法の特則
  - 1910年船舶衝突統一条約の規定を一部取り入れ
  - 時効　物損につき「不法行為の時」から２年（789条）

    Cf.　衝突条約　人損，物損問わず「事故アリタル日」から2年

    Cf.　現行法　人損，物損問わず１年・起算点規定なし（798条1項）
  - 双方過失による物損についての分割責任　導入されず

    共同不法行為なので不真正連帯債務となる（民法719条1項）
- 海難救助
  - 1989年海難救助条約に準じた海洋環境の保全に係る特別補償料の導入（805条）　但し同条約の批准自体は検討対象外
  - 任意規定　実務はLloyd's Open Form，日本海運集会所書式等
  - 時効　作業終了時から2年（806条）　現行法　1年（814条）

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（７）共同海損（８）海上保険

- 共同海損
  - York Antwerp Rules 1994の趣旨を一部取り入れ現行法より詳細
  - 任意規定　実務はYork Antwerp Rules 1994　今後は2016も利用？
- 海上保険
  - 企業保険のStandardとしての意味
  - 保険契約者又は被保険者には、塡補対象損害の発生可能性（＝危険）に関する重要な事項の自発的告知義務（820条）

    Cf.　保険法の原則は質問応答義務（保険法4条）かつ片面的強行規定
    但し海上保険については任意規定（同法7条，36条1号）
  - 任意規定　実務は船舶保険約款

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（９）船舶先取特権及び船舶抵当権等

船舶先取特権を生ずる債権の範囲と順位（842条・843条）

第１順位　船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

- 船主責任制限法の制限債権かどうかとリンクせず且つ第一順位

第２順位　救助料債権，船舶に対する共同海損分担請求権

第３順位　航海に関し船舶に課された諸税，水先料又は引船料（曳船料）

第４順位　航海を継続するために必要な費用に係る債権

第５順位　雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権

- 本債権の範囲（本船との牽連性の要否）は対立激しく明確化見送り

第６順位　船主責任制限法２条１項６号に規定する物の損害に関する債権

- 抵当権に劣後する先取特権の導入は見送り

第２　改正法案の概要
４　海商法に関する主要改正点
（９）船舶先取特権及び船舶抵当権等

- 船舶所有者に対する先取特権の効力に関する旧704条2項は維持

（船舶の賃借人の権利義務等）

第703条　前条に規定する船舶の賃借人は、その船舶の利用に関する事項については、第三者に対して、船舶所有者と同一の権利義務を有する。

２　前項の場合において、その船舶の利用について生じた先取特権は、船舶所有者に対しても、その効力を生ずる。ただし、船舶の賃借人によるその利用の態様が船舶所有者との契約に反することを先取特権者が知っていたときは、この限りでない。

- 船舶賃借人が船舶の利用に関する事項につき債務をおったときは，債務者は船舶賃借人であるにもかかわらず，債務者でない船舶所有者の財産たる船舶に対する先取特権が発生する（＝船舶賃借人が債務を弁済しなければ債務者でない船舶所有者の財産たる船舶が失われ得る）
- 本規定が民法上の先取特権（民法320条の動産保存の先取特権等）にも適用されるか　対立激しく明確化見送り
- 本規定は定期傭船者にも準用（707条）

第２　改正法案の概要
５　その他

- 国際海上物品運送法（COGSA）Package Limitation（9条1項）

運送品に関する運送人の責任は，~~１包又は１単位につき，~~次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

１　滅失等に係る運送品の包又は単位の数に１計算単位の６６６．６７倍~~の~~を乗じて得た金額

２　~~滅失，損傷又は延着に係る~~１の運送品の総重量について１キログラムにつき１計算単位の２倍を乗じて得た金額

- その他の国際海上物品運送法の規定の改正　見送り
  - 但し、BLに関する規定（現行法6条～9条）は商法本則で規定されることになり（757条～760条）、その分条文番号の繰り上がりあり
- 運送取扱人の規定　現行法維持
- 曳船に関する規定　見送り

第３　まとめ

- 商法制定以来の社会・経済情勢の変化への対応
  - 航空運送，複合運送，海上運送状
  - 定期傭船
- 荷主，運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整
  - 国内海上運送人の責任の軽減（なお国際と国内運送はイコールでない／条約に基づく強行規定が原則か任意規定が原則かの差異もある）
  - 危険物に関する通知義務
- 海商法制に関する世界的な動向への対応
  - YAR1994，1989年海難救助条約
  - Rotterdam Rulesによる再統一の試みへの参加の是非は将来の課題

- 解釈上の論点は残されている／新たに出てくる可能性もある
- 実務への影響は劇的ではないと予想されるが不透明な面もある